



【第 44 回】2013 年 2 月 18 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

消費税の軽減税率の導入には インボイスは必要不可欠

軽減税率の議論と インボイス

今回の税制改正議論で最後までもめた案件に、消費税の軽減税率導入がある。8%に引き上げる14年4月から導入すべきとする公明党と、10%段階あるいはそれを超える引き上げ時から導入とする自民党との攻防は、なかなか決着がつかず、最終的には、「消費税率の10%引き上げ時に軽減税率制度を導入することをめざす」という、結論先送りの決着となった。

筆者の考え方は、[第 17 回](#)、[第 34 回](#)に述べたとおり、軽減税率の導入は可能な限り我慢すべきであるということである。その理由は、軽減税率はお金持ちにより多く利益の及ぶ制度なので、逆進性対策にはならず「ばらまき税制」であること、それによって失われる税収をどこかで調達しなければならないこと、さらには、軽減税率導入に伴い莫大なコストや手間が国民、事業者、税務当局にかかることなどである。

一方で、今回の一連の議論を通じて、「インボイス」(取引の事実を証明する書類で、消費税額が別記されている)についていろいろ議論が行われたことは、今後のわが国の消費税制度を考えていく上で有益であった。しかし、「インボイス」の導入には反対しつつ、軽減税率は導入したいという虫のいい議論もあったやに聞く。

そこで、消費税制度と「インボイス」の問題について、改めて考えてみたい。

適正な納税を促す インボイス制度

消費税が、フランスで考えだされてわずか数十年で全世界に広まった最大の理由は、所得税と比べて、大変タックスコンプライアンスが高い(脱税しにくい)税制だという点である。

ひとつは、消費というのは、所得と異なり、いわば事実行為なので、判別がしやすく、税をごまかしにくい。事業者の取引に広く課税することを通じて、「どんな人が、何のために消費するのかに関わらず」消費の大きさに応じて、公平な負担を求めることができる、ということである。

これに対して所得税は、その人の「所得(売上 - 必要経費)」に応じて負担を求める税であるが、必要経費かどうかの判断は、たとえ領収書があってもつきかねることが多い。それが、事業の経費としての支出なのか、私的に消費した支出なのか、本人に聞かなければわからないため、その正確な把握はなかなか難しい。

もうひとつ重要なメリットがある。それは、消費税が、取引の事実を証明する書類である「インボイス」を用いて、売上にかかった消費税額から仕入れにかかった消費税額を控除する(差し引く)という、仕入れ税額控除制度を採っていることからくる。

生産Aから仕入れて小売業者Cに販売するという卸売業者Bを例に取ってみよう。

生産者 A → 卸売業者 B → 小売業者 C

消費税は、最終消費者が負担する税だが、取引の各段階で事業者は税務署に売上げにかかる消費税から仕入れにかかる消費税を差し引いて申告する。つまり、Bにとってみれば、Aからの仕入れにかかる消費税額は控除できる

(仕入れ税額控除)ので、税務署にはその情報を正確に申告するインセンティブが働く。その情報は、Aにとっては売上げであるが、Bから税務署に届くので、自分も(売り上げ情報を)きちんと税務署に申告をすることとなる。

同様に卸売業者Bも、Cへの売上げが、Cの仕入れ税額控除という形で税務署に申告されることから、自らも正直に申告することになる。

このように、消費税制度は、取引のリング(RING)を「インボイス」によってつなぐことにより、適正な納税に向けての「けん制効果」が働くように仕組みられているのである。

もっとも、インボイスというのは消費税の課税を適正に執行するための制度で、所得税制度とは直接関係しない。実際EUでも、インボイスを所得税調査に直接活用するところまでは至っていないと思われる。

いずれにしても、これが、世界中で消費税制度が普及した最大の理由である。

わが国では、EUが導入している「インボイス」制度は導入されていない。これは、手間がかかるという事業者の意向が強く反映されたもので、今日まで「帳簿と請求書等を保存する方式」で仕入れ税額控除がおこなわれてきた。

単一税率ということもあり、容認されてきたが、グローバルスタンダードな制度ではないので、軽減税率の議論とは別に、導入すべきという見解は以前から根強く存在している。実は筆者もその一人である。

軽減税率を入れるなら インボイスは絶対に必要

しかし、軽減税率が導入されると、「インボイス」がなければ適正な納税はできない。導入はいわば前提条件といえる。

前述の例では、売り手Aも買い手Bも、取引に当たって、軽減税率対象品目かどうか、品目ごとに判断する必要が出てくる。その上に、売上げも仕入れも

適用税率別に管理しなければならなくなる。つまり、単一税率における場合と比べて、事務負担に比べ格段に重くなるのである。

これが、事業者が軽減税率導入に強い懸念を示している最大の理由である。こうした事業者の事務負担を少しでも軽くするためには、品目ごとに軽減税率適用が判断でき、消費税額が記載されたインボイスの導入が必須となる。

これがなければ、売り手Aも買い手Bも、取引に当たって、軽減税率対象品目かどうか、品目ごとに判断する必要があるだけでなく、売手は出来るだけ低い税率で売ったことにしたい(納付税額が少なくなる)、逆に買手は高い税率で買ったことにしたい(控除税額が多くなる)、ということになる。これでは消費税制度のメリットである納税の正確性は担保されなくなる。

中小企業庁の「消費税に係る実態調査」(平成23年12月)によると、わが国では依然4割の事業者が、すべて手計算で経理を行っているという。手計算では、売上げや仕入れの消費税額を計算する場合、適用税率ごとに品目を抽出し分類して積上げ計算をする必要がある。複雑な計算をさけるためには、インボイスが必要となる。

なぜインボイスの導入に 反対する者が多いのか

ではなぜインボイスの導入に、反対する者が多いのか。

よく言われる理由は、手間がかかるということである。しかし、軽減税率が導入される場合には、インボイスがあるほうが手間が省けるので、反対の理由はなくなりそうである。まさか、売上げ・仕入れが税務署に正確に把握されるのはイヤ、ということではなかろう。

難しいのは、課税売上高が1000万円以下の免税業者の取り扱いである。インボイスには、仕入れにかかる消費税額が別記される必要があるので、納税義務を負わない免税事業者はインボイスが発行できない。上述の例で言うと、もしAが免税業者ならインボイスが発行できないので、Bは税還付を受けること

ができない。ということは、免税業者が取引から排除される可能性が出てくるのである。

これに対する解決策は、免税業者も自ら課税選択をしてインボイスを発行する、ということである。この結果、免税業者の事務負担は増加するが、取引から排除されることはなくなる。

もうひとつ、免税事業者は自らの付加価値に消費税が課されないのだから、みずからの販売価格を引き下げて競争条件を確保する、ということも考えられないではない。しかし、自らのマージンを削ることは、中小零細事業者には容易な選択ではないだろう。

結局、「軽減税率導入とインボイス導入はセットである」という結論に落ち着く。「軽減税率は導入したいがインボイスはいやだ」という虫のいい主張は成り立たないのである。